

## ○高気圧作業安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日)

(労働省令第四十号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、高気圧障害防止規則を次のように定める。

### 高気圧作業安全衛生規則

(昭五二労令二・改称)

#### 目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 設備
  - 第一節 高圧室内業務の設備(第二条—第七条の四)
  - 第二節 潜水業務の設備(第八条・第九条)
- 第三章 業務管理
  - 第一節 作業主任者等(第十条—第十二条)
  - 第二節 高圧室内業務の管理(第十三条—第二十六条)
  - 第三節 潜水業務の管理(第二十七条—第三十七条)
- 第四章 健康診断及び病者の就業禁止(第三十八条—第四十一条)
- 第五章 再圧室(第四十二条—第四十六条)
- 第六章 免許
  - 第一節 高圧室内作業主任者免許(第四十七条—第五十一条)
  - 第二節 潜水士免許(第五十二条—第五十五条)

#### 附則

##### 第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高圧室内業務 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第六条第一号の高圧室内作業に係る業務をいう。
- 二 潜水業務 令第二十条第九号の業務をいう。
- 三 作業室 潜函<sup>かん</sup>工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室をいう。
- 四 気閘<sup>こう</sup>室 高圧室内業務に従事する労働者(以下「高圧室内作業者」という。)が、作業室への出入りに際し加圧又は減圧を受ける室をいう。

(昭五二労令二・一部改正)

## 第二章 設備

### 第一節 高圧室内業務の設備

(作業室の気積)

第二条 事業者は、労働者を作業室において高圧室内業務に従事させるときは、作業室の気積を、現に当該作業室において高圧室内業務に従事している労働者一人について、四立方メートル以上としなければならない。

(気閘<sup>こ</sup>室の床面積及び気積)

第三条 事業者は、気閘<sup>こ</sup>室の床面積及び気積を、現に当該気閘<sup>こ</sup>室において加圧又は減圧を受ける高圧室内作業員一人について、それぞれ〇・三平方メートル以上及び〇・六立方メートル以上としなければならない。

(送気管の配管等)

第四条 事業者は、潜函<sup>かん</sup>又は潜鐘の作業室又は気閘<sup>こ</sup>室へ送気するための送気管を、シャフトの中を通すことなく当該作業室又は気閘<sup>こ</sup>室へ配管しなければならない。

- 2 事業者は、作業室へ送気するための送気管には、作業室に近接する部分に逆止弁を設けなければならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(空気清浄装置)

第五条 事業者は、空気圧縮機と作業室又は気閘<sup>こ</sup>室との間に、作業室及び気閘<sup>こ</sup>室へ送気する空気を清浄にするための装置を設けなければならない。

(排気管)

第六条 事業者は、作業室及び気閘<sup>こ</sup>室に、専用の排気管を設けなければならない。

- 2 潜函<sup>かん</sup>又は潜鐘の気閘<sup>こ</sup>室内の高圧室内作業員に減圧を行うための排気管は、内径五十三ミリメートル以下のものとしなければならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(圧力計)

第七条 事業者は、作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作を行う場所を潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等の外部に設けたときは、当該場所に、作業室内のゲージ圧力(以下「圧力」という。)を表示する圧力計を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の場所を潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等の内部に設けたときは、作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。
- 3 事業者は、高圧室内作業者に加圧又は減圧を行うために、送気又は排気の調節を行うバルブ又はコックの操作を行う場所を気閘<sup>こう</sup>室の外部に設けたときは、当該場所に、気閘<sup>こう</sup>室内の圧力を表示する圧力計を設けなければならない。
- 4 事業者は、前項の場所を気閘<sup>こう</sup>室の内部に設けたときは、気閘<sup>こう</sup>室への送気又は気閘<sup>こう</sup>室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。
- 5 前各項の圧力計は、その一目盛りが〇・〇ニメガパスカル以下のものでなければならない。

(昭五二労令二・平一一労令三七・一部改正)

(異常温度の自動警報装置)

第七条の二 事業者は、作業室及び気閘<sup>こう</sup>室へ送気するための空気圧縮機から吐出される空気並びに当該空気圧縮機に附属する冷却装置を通過した空気の温度が異常に上昇した場合に当該空気圧縮機の運転を行う者その他の関係者にこれを速やかに知らせるための自動警報装置を設けなければならない。

(昭五二労令二・追加)

(のぞき窓等)

第七条の三 事業者は、気閘<sup>こう</sup>室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から気閘<sup>こう</sup>室の内部の状態をは握することができる措置を講じなければならない。

(昭五二労令二・追加)

(避難用具等)

第七条の四 事業者は、高圧室内業務を行うときは、呼吸用保護具、繊維ロープその他非常の場合に高圧室内作業者を避難させ、又は救出するため必要な用具を備えなければならない。

(昭五二労令二・追加)

## 第二節 潜水業務の設備

(空気槽<sup>そう</sup>)

第八条 事業者は、潜水業務に従事する労働者(以下「潜水作業者」という。)に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機に

よる送気を受ける潜水作業者ごとに、送気を調節するための空気槽<sup>そう</sup>及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽<sup>そう</sup>(以下「予備空気槽<sup>そう</sup>」という。)を設けなければならない。

2 予備空気槽<sup>そう</sup>は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 予備空気槽<sup>そう</sup>内の空気の圧力は、常時、最高の潜水深度における圧力の一・五倍以上であること。

二 予備空気槽<sup>そう</sup>の内容積は、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める式により計算した値以上であること。

イ 潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合

$$V=40(0.03D+0.4) \div P$$

(この式において、V、D及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする(ロにおいて同じ。))。

V 予備空気槽<sup>そう</sup>の内容積(単位 リットル)

D 最高の潜水深度(単位 メートル)

P 予備空気槽<sup>そう</sup>内の空気の圧力(単位 メガパスカル)

ロ イに掲げる場合以外の場合

$$V=60(0.03D+0.4) \div P$$

3 第一項の送気を調節するための空気槽<sup>そう</sup>が前項各号に定める予備空気槽<sup>そう</sup>の基準に適合するものであるとき、又は当該基準に適合する予備ポンベ(事故の場合に必要な空気をたくわえてあるポンベをいう。)を潜水作業者に携行させるときは、第一項の規定にかかわらず、予備空気槽<sup>そう</sup>を設けることを要しない。

(昭五二労令二・平一一労令三七・平一三厚労令九四・一部改正)

(空気清浄装置、圧力計及び流量計)

第九条 事業者は、潜水作業者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水作業者に圧力調整器を使用させるときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならない。

(平一三厚労令九四・一部改正)

### 第三章 業務管理

#### 第一節 作業主任者等

(作業主任者)

第十条 事業者は、令第六条第一号の高圧室内作業については、高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから、作業室ごとに、高圧室内作業主任者を選任しなければならない。

2 事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、高圧室内作業者を直接指揮すること。
- 二 炭酸ガス及び有害ガス（一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。）の濃度を測定するための測定器具を点検すること。
- 三 高圧室内作業者を作業室に入室させ、又は作業室から退室させるときに、当該高圧室内作業者の人数を点検すること。
- 四 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、作業室内の圧力を適正な状態に保つこと。
- 五 気閘<sup>こう</sup>室への送気又は気閘<sup>こう</sup>室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。
- 六 作業室及び気閘<sup>こう</sup>室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講ずること。

（昭五二労令二・一部改正）

（特別の教育）

第十一条 事業者は、次の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する特別の教育を行わなければならない。

- 一 作業室及び気閘<sup>こう</sup>室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
  - 二 作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
  - 三 気閘<sup>こう</sup>室への送気又は気閘<sup>こう</sup>室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
  - 四 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
  - 五 再圧室を操作する業務
  - 六 高圧室内業務
- 2 前項の特別の教育は、次の表の上欄に掲げる業務に応じて、同表の下欄に掲げる事項について行わなければならない。

業務	教育すべき事項
----	---------

<p>作業室及び気閘<sup>こう</sup>室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務</p>	<p>圧気工法の知識に関すること。 送気設備の構造及び取扱いに関すること。 高気圧障害の知識に関すること。 関係法令 空気圧縮機の運転に関する実技</p>
<p>作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務</p>	<p>圧気工法の知識に関すること。 送気及び排気に関すること。 高気圧障害の知識に関すること。 関係法令 送気の調節の実技</p>
<p>気閘<sup>こう</sup>室への送気又は気閘<sup>こう</sup>室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務</p>	<p>圧気工法の知識に関すること。 加圧及び減圧並びに換気の仕方に関すること。 高気圧障害の知識に関すること。 関係法令 加圧及び減圧並びに換気に関する実技</p>
<p>潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務</p>	<p>潜水業務に関する知識に関すること。 送気に関すること。 高気圧障害の知識に関すること。 関係法令 送気の調節の実技</p>
<p>再圧室を操作する業務</p>	<p>高気圧障害の知識に関すること。 救急再圧法に関すること。 救急そ生法に関すること。 関係法令 再圧室の操作及び救急そ生法に関する実技</p>
<p>高圧室内業務</p>	<p>圧気工法の知識に関すること。 圧気工法に係る設備に関すること。 急激な圧力低下、火災等の防止に関すること。 高気圧障害の知識に関すること。 関係法令</p>

3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(昭五二労令二・昭五五労令三四・平一二労令四一・一部改正)

(潜水士)

第十二条 事業者は、潜水士免許を受けた者でなければ、潜水業務につかせてはならない。

## 第二節 高圧室内業務の管理

(立入禁止)

第十三条 事業者は、必要のある者以外の者が気閘<sup>こ</sup>室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。

(加圧の速度)

第十四条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の速度で行わなければならない。

(平一一労令三七・一部改正)

(高圧下の時間)

第十五条 事業者は、高圧室内業務(圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務に限る。以下この条において同じ。)を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該高圧室内業務に高圧室内作業者を従事させてはならない。

一 高圧室内作業者に加圧を開始した時から減圧を開始する時までの時間(以下「高圧下の時間」という。)を、次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

イ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超えない場合であり、かつ、当該高圧室内業務の圧力が〇・四メガパスカルを超えない場合においては、次に掲げる時間

(イ) 第一回の高圧室内業務(高圧室内業務が一日について一回の場合を含む。) 当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第一の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

(ロ) 第二回の高圧室内業務 当該高圧室内業務の圧力(第一回の高圧室内業務の圧力が第二回の高圧室内業務の圧力よりも高いときは、第一回の高圧室内業務の圧力)に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び第一回の高圧下の時間に基づく「高圧下の時間」欄の区分に応じた「第二回の高圧下の時間」欄に掲げる時間

ロ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超える場合又は高圧室内業務の圧力が〇・四メガパスカルを超える場合においては、次に掲げる時間

(イ) 第一回の高圧室内業務(高圧室内業務が一日について一回の場合を含む。) 当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

(ロ) 第二回以後の高圧室内業務 当該高圧室内業務の圧力(その日においてその者について既に行つた高圧室内業務の圧力が当該高圧室内業務の圧力よりも高いときは、その最高の圧力)に基づく別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間から別表第三により求めた時間(以下「高圧室内作業修正時間」という。)を差し引いた時間(その日における当該高圧室内作業者の高圧下の時間の合計が、その者についての高圧室内業務の最高の圧力に基づく別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「一日についての高圧下の時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間)

二 その日において既に高圧室内業務に従事した者を更に高圧室内業務に従事させるときは、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業者の体内ガス圧係数を減少させるための時間(以下「高圧室内作業ガス圧減少時間」という。)として、その者についての前回の減圧を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 前号イの場合に該当するとき 第一回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 前号ロの場合に該当するとき 当該高圧室内業務の直前の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

三 その日における高圧室内業務を終了した者に対して、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業ガス圧減少時間として、その者についてのも最終の減圧を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 第一号イの場合に該当するとき 最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 第一号ロの場合に該当するとき 最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の



時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

四 高圧室内業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の高圧室内作業員ガス圧減少時間を与える場合の第二号ロ並びに前号イ及びロの高圧室内業務の高圧下の時間については、当該高圧室内作業員の当該回における高圧下の時間に高圧室内作業員修正時間を加算したものとすること。

(昭五二労令二・平一一労令三七・一部改正)

(炭酸ガスの抑制)

第十六条 事業者は、炭酸ガスによる高圧室内作業員の健康障害を防止するため、作業室及び気こう室における炭酸ガスの分圧が〇・五キロパスカルを超えないように、換気その他必要な措置を講じなければならない。

(昭五二労令二・全改、平一一労令三七・一部改正)

(有害ガスの抑制)

第十七条 事業者は、作業室における有害ガスによる高圧室内作業員の危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講じなければならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(減圧の速度等)

第十八条 事業者は、気こう室において高圧室内作業員に減圧を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 減圧の速度は、毎分〇・〇八メガパスカル以下とすること。
  - 二 第十五条第一号イの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。
  - 三 第十五条第一号ロの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。
- 2 高圧室内業務を一日に二回以上行なう者に第二回以後の減圧を行なう場合の前項第二号又は第三号の当該高圧室内業務の高圧下の時間については、第十五条第四号の規定を準用する。

(平一一労令三七・一部改正)

(減圧の特例等)

第十九条 事業者は、事故のために高圧室内作業者を退避させ、又は健康に異常を生じた高圧室内作業者を救出するときは、必要な限度において、前条に規定する減圧の速度を速め、又は同条に規定する減圧を停止する時間を短縮することができる。

2 事業者は、前項の規定により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、退避させ、又は救出した後、すみやかに当該高圧室内作業者を再圧室又は気閘<sup>こ</sup>室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧しなければならない。

3 前項の規定により加圧する場合の加圧の速度については、第十四条の規定を準用する。

(減圧時の措置)

第二十条 事業者は、気閘<sup>こ</sup>室において、高圧室内作業者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 気閘<sup>こ</sup>室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。

二 気閘<sup>こ</sup>室内の温度が十度以下である場合には、高圧室内作業者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。

三 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、高圧室内作業者に椅子<sup>い</sup>子その他の休息用具を使用させること。

2 事業者は、気閘<sup>こ</sup>室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、あらかじめ、当該減圧に要する時間を当該高圧室内作業者に周知させなければならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(減圧状況の記録等)

第二十条の二 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務を行うときは、気こう室に自記記録圧力計を備え、当該気こう室において高圧室内作業者に減圧を行う都度、当該減圧の状況を記録した書類並びに当該高圧室内作業者の氏名及び減圧の日時を記載した書類を作成し、これらを五年間保存しなければならない。

(昭五二労令二・追加、平一一労令三七・一部改正)

(連絡)

第二十一条 事業者は、高圧室内業務を行うときは、気閘<sup>こ</sup>室の付近に、高圧室内作業者及び空気圧縮機の運転を行う者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下この条において「連絡員」という。)を常時配置しなければならない。

2 事業者は、高圧室内作業員及び空気圧縮機の運転を行う者と連絡員とが通話することができる通話装置を設けなければならない。

3 事業者は、前項の通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法を定めるとともに、当該方法を高圧室内作業員、空気圧縮機の運転を行う者及び連絡員の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(昭五二労令二・全改)

(設備の点検及び修理)

第二十二條 事業者は、高圧室内業務を行うときは、次の各号に掲げる設備について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに一回以上点検し、高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めるときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 第四条の送気管、第六条の排気管及び前条第二項の通話装置 一日

二 作業室及び気閘<sup>こ</sup>室への送気を調節するためのバルブ又はコック 一日

三 作業室及び気閘<sup>こ</sup>室からの排気を調節するためのバルブ又はコック 一日

四 作業室及び気閘<sup>こ</sup>室へ送気するための空気圧縮機に附属する冷却装置 一日

五 第七条の四の用具 一日

六 第七条の二の自動警報装置 一週

七 作業室及び気閘<sup>こ</sup>室へ送気するための空気圧縮機 一週

八 第七条及び第二十六条の圧力計 一月

九 第五条の空気を清浄にするための装置 一月

十 潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等に設けられた電路 一月

2 事業者は、前項の規定により点検を行ない、又は修理その他必要な措置を講じたときは、そのつど、その概要を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(送気設備の使用開始時等の点検)

第二十二條の二 事業者は、送気設備を初めて使用するとき、送気設備を分解して改造若しくは修理を行つたとき、又は引き続き一月以上使用しなかつた送気設備を再び使用するときは、当該送気設備の機能を点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

(昭五二労令二・追加)

(事故が発生した場合の措置)

第二十三条 事業者は、送気設備の故障、出水その他の事故により高圧室内作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業者を潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等の外部へ退避させなければならない。

- 2 事業者は、前項の場合には、送気設備の異常の有無、潜函<sup>かん</sup>等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態その他の事項について点検し、高圧室内作業者に危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなければ、特に指名した者以外の者を潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等に入れてはならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(排気沈下の場合の措置)

第二十四条 事業者は、作業室内を排気して潜函<sup>かん</sup>を沈下させるときは、高圧室内作業者を潜函<sup>かん</sup>の外部へ退避させなければならない。

- 2 事業者は、前項の場合には、出水又は有害ガスの発生の有無その他の事項について点検し、高圧室内作業者に危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなければ、特に指名した者以外の者を潜函<sup>かん</sup>に入れてはならない。

(昭五二労令二・一部改正)

(発破を行なった場合の措置)

第二十五条 事業者は、作業室内において発破を行なったときは、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで、高圧室内作業者を入室させてはならない。

(火傷等の防止)

第二十五条の二 事業者は、高圧室内業務を行うときは、大気圧を超える気圧下における可燃物の燃焼の危険性について、労働者に周知させるほか、高圧室内作業者の火傷その他の危険を防止するため、潜函<sup>かん</sup>、潜鐘、圧気シールド等について、次の措置を講じなければならない。

- 一 電灯については、ガード付電灯その他電球が破損して可燃物へ着火するおそれのないものを使用すること。
- 二 電路の開閉器については、周囲に火花又はアークを飛散しないものを使用すること。
- 三 暖房については、高温となつて可燃物の点火源となるおそれのないものを使用すること。

2 事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下この条において「溶接等の作業」という。）を行つてはならない。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでない。

3 事業者は、高圧室内業務を行うときは、火気又はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことを禁止し、かつ、その旨を気こう室の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合であつて、圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うときは、当該溶接等の作業に必要な火気又はマッチ、ライターその他発火のおそれのある物を潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部に持ち込むことができる。

（昭五二労令二・追加、平一一労令三七・一部改正）

（刃口の下方の掘下げの制限）

第二十五条の三 事業者は、潜函<sup>かん</sup>の急激な沈下による高圧室内作業者の危険を防止するため、潜函<sup>かん</sup>の刃口の下方を五十センチメートル以上掘り下げてはならない。

（昭五二労令二・追加）

（高圧室内作業主任者の携行器具）

第二十六条 事業者は、高圧室内作業主任者に、携帯式の圧力計、懐中電灯、炭酸ガス及び有害ガスの濃度を測定するための測定器具並びに非常の場合の信号用器具を携行させなければならない。

（昭五二労令二・一部改正）

### 第三節 潜水業務の管理

（潜水時間）

第二十七条 事業者は、潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。以下この条において同じ。）を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該潜水業務に潜水作業者を従事させてはならない。

一 潜水作業者が潜降を開始した時から浮上を開始する時までの時間（以下「潜水時間」という。）を次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

- イ 第一回の潜水業務(潜水業務が一日について一回の場合を含む。)  
当該潜水業務の水深に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間
- ロ 第二回以後の潜水業務 当該潜水業務の水深(その日においてその者が既に行つた潜水業務の水深が当該潜水業務の水深よりも深いときは、その最高の水深)に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間から、前回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づく同表の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「体内ガス圧係数」欄に掲げる数値、第三号から第五号までの規定により与えた潜水作業ガス圧減少時間並びに当該潜水業務の水深に基づいて、別表第三により求めた時間(以下「潜水作業修正時間」という。)を差し引いた時間(その日における当該潜水作業者の潜水時間の合計が、その者についての潜水業務の最高の水深に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「一日についての潜水時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間)
- 二 潜水業務を一日に三回以上行う者に第三回以後の潜水業務に従事させる場合の前号ロの前回の潜水業務の潜水時間は、当該潜水作業者の当該回における潜水時間に、潜水作業修正時間を加算したものとす。
- 三 その日において既に潜水業務に従事した者を更に潜水業務に従事させるときは、その者についての直前の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水作業者の体内のガス圧係数を減少させるための休息时间(以下「潜水作業ガス圧減少時間」という。)として、前回の浮上を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。
- 四 その日における潜水業務を終了した者に対し、最終回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水作業ガス圧減少時間として、その者についての最終の浮上を終了した後に引き続いて与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

五 潜水業務を一日に二回以上行う者に、第二回以後の潜水作業がス圧減少時間を与える場合の前二号の潜水業務の潜水時間については、第二号の規定を準用する。

(昭五二労令二・一部改正)

(送気量及び送気圧)

第二十八条 事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水作業者に送気するときは、潜水作業者ごとに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合には、潜水作業者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に〇・七メガパスカルを加えた値以上としなければならない。

(昭五二労令二・全改、平一三厚労令九四・一部改正)

(ポンベからの給気を受けて行なう潜水業務)

第二十九条 事業者は、潜水作業者に携行させたポンベ(非常用のものを除く。以下第三十四条、第三十六条及び第三十七条において同じ。)からの給気を受けさせるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 潜降直前に、潜水作業者に対し、当該潜水業務に使用するポンベの現に有する給気能力を知らせること。
- 二 潜水作業者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。

(圧力調整器)

第三十条 事業者は、潜水作業者に圧カーメガパスカル以上の気体を充てんしたポンベからの給気を受けさせるときは、二段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水作業者に使用させなければならない。

(平一一労令三七・一部改正)

(浮上の速度等)

第三十一条 事業者は、潜水作業者に浮上を行わせるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 浮上の速度は、毎分十メートル以下とすること。
- 二 水深十メートル以上の場所における潜水業務の水深及び潜水時間に基づく別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「浮上」欄に掲げる水深に達したときに、同欄に掲げる時間以上浮上を停止させること。

- 2 水深十メートル以上の場所における潜水業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の浮上を行わせる場合の前項第二号の当該潜水業務の潜水時間については、第二十七条第二号の規定を準用する。

(昭五二労令二・一部改正)

(浮上の特例等)

第三十二条 事業者は、事故のために潜水作業者を浮上させるときは、必要な限度において、前条に規定する浮上の速度を速め、又は同条に規定する浮上を停止する時間を短縮することができる。

- 2 事業者は、前項の規定により浮上の速度を速め、又は浮上を停止する時間を短縮したときは、浮上後、すみやかに当該潜水作業者を再圧室に入れ、当該潜水業務の最高水深における圧力に等しい圧力まで加圧し、又は当該潜水業務の最高水深まで再び潜水させなければならない。

- 3 前項の規定により当該潜水作業者を再圧室に入れて加圧する場合の加圧の速度については、第十四条の規定を準用する。

(さがり綱)

第三十三条 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備え、これを潜水作業者に使用させなければならない。

- 2 事業者は、前項のさがり綱には、別表第二の「浮上」欄に掲げる水深ごとに水深を表示する木札又は布等を取り付けておかなければならない。

(設備等の点検及び修理)

第三十四条 事業者は、潜水業務を行うときは、潜水前に、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる潜水器具を点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めるときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

- 一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び圧力調整器
  - 二 ポンベ(潜水作業者に携行させたポンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務 潜水器、送気管、信号索、さがり綱及び第三十条の圧力調整器
  - 三 潜水作業者に携行させたポンベからの給気を受けて行う潜水業務 潜水器及び第三十条の圧力調整器
- 2 事業者は、潜水業務を行うときは、次の各号に掲げる潜水業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げる設備について、当該各号に掲げ



る期間ごとに一回以上点検し、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認めたときは、修理その他必要な措置を講じなければならない。

一 空気圧縮機又は手押ポンプにより送気して行う潜水業務

イ 空気圧縮機又は手押ポンプ 一週

ロ 第九条の空気を清浄にするための装置 一月

ハ 第三十七条の水深計 一月

ニ 第三十七条の水中時計 三月

ホ 第九条の流量計 六月

二 ボンベからの給気を受けて行う潜水業務

イ 第三十七条の水深計 一月

ロ 第三十七条の水中時計 三月

ハ ボンベ 六月

3 事業者は、前二項の規定により点検を行ない、又は修理その他必要な措置を講じたときは、そのつど、その概要を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(昭五二労令二・平一三厚労令九四・一部改正)

(純酸素の使用制限)

第三十五条 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業者に純酸素を吸入させてはならない。

(連絡員)

第三十六条 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ(潜水作業者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者と連絡するための者(次条において「連絡員」という。)を、潜水作業者二人以下ごとに一人置き、次の事項を行わせなければならない。

一 潜水作業者と連絡して、その者の潜降及び浮上を適正に行わせること。

二 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、潜水作業者に必要な量の空気を送気させること。

三 送気設備の故障その他の事故により、潜水作業者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、速やかに潜水作業者に連絡すること。

四 ヘルメット式潜水器を用いて行う潜水業務にあつては、潜降直前に当該潜水作業者のヘルメットがかぶと台に結合されているかどうかを確認すること。

(昭五二労令二・一部改正)

(潜水作業者の携行物等)

第三十七条 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ(潜水作業者に携行させたボンベを除く。)からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させなければならない。ただし、潜水作業者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、潜水作業者に信号索、水中時計及び水深計を携行させないことができる。

2 事業者は、潜水作業者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業者に、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させなければならない。

(昭五二労令二・平一三厚労令九四・一部改正)

#### 第四章 健康診断及び病者の就業禁止

(健康診断)

第三十八条 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務(以下「高気圧業務」という。)に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行なわなければならない。

- 一 既往歴及び高気圧業務歴の調査
  - 二 関節、腰若しくは下肢<sup>レ</sup>の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
  - 三 四肢<sup>レ</sup>の運動機能の検査
  - 四 鼓膜及び聴力の検査
  - 五 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査
  - 六 肺活量の測定
- 2 事業者は、前項の健康診断の結果、医師が必要と認めた者については、次の項目について、医師による健康診断を追加して行なわなければならない。
- 一 作業条件調査
  - 二 肺換気機能検査

### 三 心電図検査

#### 四 関節部のエックス線直接撮影による検査

(健康診断の結果)

第三十九条 事業者は、前条の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「高気圧業務健康診断」という。)の結果に基づき、高気圧業務健康診断個人票(様式第一号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

(平八労令三五・一部改正)

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第三十九条の二 高気圧業務健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 高気圧業務健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を高気圧業務健康診断個人票に記載すること。

(平八労令三五・追加、平一二労令七・一部改正)

(健康診断の結果の通知)

第三十九条の三 事業者は、第三十八条の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(平一八厚労令一・追加)

(健康診断結果報告)

第四十条 事業者は、第三十八条の健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく、高気圧業務健康診断結果報告書(様式第二号)を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(病者の就業禁止)

第四十一条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる疾病にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない。

- 一 減圧症その他高気圧による障害又はその後遺症
- 二 肺結核その他呼吸器の結核又は急性上気道感染、じん肺、肺気腫<sup>し</sup>  
<sup>ゆ</sup>その他呼吸器系の疾病
- 三 貧血症、心臓弁膜症、冠状動脈硬化症、高血圧症その他血液又は循環器系の疾病

- 四 精神神経症、アルコール中毒、神経痛その他精神神経系の疾病
- 五 メニエル氏病又は中耳炎その他耳管狭さを伴う耳の疾病
- 六 関節炎、リウマチスその他運動器の疾病
- 七 ぜんそく、肥満症、バセドー氏病その他アレルギー性、内分泌系、物質代謝又は栄養の疾病

## 第五章 再圧室

(設置)

第四十二条 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務又は水深十メートル以上の場所における潜水業務な行うときは、高圧室内作業員又は潜水作業員について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるような措置を講じなければならない。

2 事業者は、再圧室を設置するときは、次の各号のいずれかに該当する場所を避けなければならない。

一 危険物(令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。)、火薬類若しくは多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵する場所及びその付近

二 出水、なだれ又は土砂崩壊のおそれのある場所

(昭五二労令二・平一一労令三七・一部改正)

(立入禁止)

第四十三条 事業者は、必要のある者以外の者が再圧室を設置した場所及び当該再圧室を操作する場所に立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しておかななければならない。

(再圧室の使用)

第四十四条 事業者は、再圧室を使用するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 その日の使用を開始する前に、再圧室の送気設備、排気設備、通話装置及び警報装置の作動状況について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えること。

二 加圧を行なうときは、純酸素を使用しないこと。

三 出入に必要な場合を除き、主室と副室との間の扉を閉じ、かつ、それぞれの内部の圧力を等しく保つこと。

四 再圧室の操作を行なう者に加圧及び減圧の状態その他異常の有無について常時監視させること。

2 事業者は、再圧室を使用したときは、そのつど、加圧及び減圧の状況を記録しておかななければならない。

(点検)

第四十五条 事業者は、再圧室については、設置時及びその後一月をこえない期間ごとに、次の事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

- 一 送気設備及び排気設備の作動の状況
  - 二 通話装置及び警報装置の作動の状況
  - 三 電路の漏電の有無
  - 四 電気機械器具及び配線の損傷その他異常の有無
- 2 事業者は、前項の規定により点検を行なったときは、その結果を記録して、これを三年間保存しなければならない。

(危険物等の持込み禁止)

第四十六条 事業者は、再圧室の内部に危険物その他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となつて可燃物の点火源となるおそれのある物を持ち込むことを禁止し、その旨を再圧室の入口に掲示しておかななければならない。

## 第六章 免許

### 第一節 高圧室内作業主任者免許

(免許を受けることができる者)

第四十七条 高圧室内作業主任者免許は、高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したものに對し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(平一二労令二・平二四厚労令六・一部改正)

(免許の欠格事由)

第四十八条 高圧室内作業主任者免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満二十歳に満たない者とする。

(昭五二労令二・昭六一労令八・平一二労令四一・平一三厚労令一七一・一部改正)

### 第四十九条 削除

(平二四厚労令六)

(試験科目等)

第五十条 高圧室内作業主任者免許試験は、次の試験科目について、学科試験によつて行なう。

- 一 圧気工法
- 二 送気及び排気
- 三 高気圧障害
- 四 関係法令

(免許試験の細目)

第五十一条 安衛則第七十一条及び前二条に定めるもののほか、高圧室内作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(平一二労令四一・一部改正)

## 第二節 潜水士免許

(免許を受けることができる者)

第五十二条 潜水士免許は、潜水士免許試験に合格した者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(平一二労令二・一部改正)

(免許の欠格事由)

第五十三条 潜水士免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(昭五二労令二・平一二労令四一・平一三厚労令一七一・一部改正)

(法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者)

第五十三条の二 潜水士免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要な潜降及び浮上を適切に行うことができない者とする。

(平一三厚労令一七一・追加)

(障害を補う手段等の考慮)

第五十三条の三 都道府県労働局長は、潜水士免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(平一三厚労令一七一・追加)

(条件付免許)

第五十三条の四 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その者が行うことのできる作業を限定し、その他作業についての必要な条件を付して、潜水士免許を与えることができる。

(平一三厚労令一七一・追加)

(試験科目等)

第五十四条 潜水士免許試験は、次の試験科目について、学科試験によつて行なう。

- 一 潜水業務
- 二 送気、潜降及び浮上
- 三 高気圧障害
- 四 関係法令

(免許試験の細目)

第五十五条 安衛則第七十一条及び前条に定めるもののほか、潜水士免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(平一二労令四一・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、潜水業務を行なう事業については、昭和四十九年十月一日から施行する。

(廃止)

第二条 高気圧障害防止規則(昭和三十六年労働省令第五号)は、廃止する。

附 則 (昭和四九年五月二一日労働省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年五月二十五日

附 則 (昭和五二年三月一九日労働省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中高気圧障害防止規則目次の改正規定、同令第六条第一項の改正規定、同令第七条の次に三条を加える改正規定(第七条の二に係る部分を除く。)、同令第二十条の次に一条を加える改正規定、同令第二十一条の改正規定及び同令第二十二条第一項の改正規定(第七条の四の用具に係る部分に限る。)並びに第二条中労働安全衛生規則第六百六十条の改正規定(「第七条」を「第七条の三」に改める部分中第七条の三に係る部分及び「第二十一条第一項」を「第二十一条第二項」に改める部分に限る。) 昭和五十二年七月一日

二 第一条中高気圧障害防止規則第七条の次に三条を加える改正規定（第七条の二に係る部分に限る。）及び同令第二十二條第一項の改正規定（第七条の二の自動警報装置に係る部分に限る。）並びに第二条中労働安全衛生規則第六百六十條の改正規定（「第七条」を「第七条の三」に改める部分中第七条の二に係る部分に限る。） 昭和五十二年十月一日

三 第一条中高気圧障害防止規則第十一条第一項の改正規定（同項第二号の前に一号を加える部分に限る。）及び同条第二項の表の改正規定（作業室及び気閘<sup>こ</sup>室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務に係る部分に限る。） 昭和五十三年一月一日

（作業室及び気閘<sup>こ</sup>室に関する経過措置）

第二条 昭和五十二年七月一日前から引き続き使用している作業室及び気閘<sup>こ</sup>室については、改正後の高気圧作業安全衛生規則（以下「新高圧則」という。）第六条第一項、第二十一条及び第二十二條第一項第一号の規定にかかわらず、当該使用している間は、なお従前の例による。

3 昭和五十二年七月一日前に製造し、又は存する気閘<sup>こ</sup>室については、新高圧則第七条の三の規定及び新安衛則第六百六十條の規定（新高圧則第七条の三に係る部分に限る。）は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした改正前の高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五三年八月一六日労働省令第三三号）

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則 （昭和五五年一二月二日労働省令第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五五年一二月一五日労働省令第三四号）

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 （平成二年一二月一八日労働省令第三〇号）

この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則 （平成六年三月三〇日労働省令第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）



## 第二条

### 1 及び 2 略

3 この省令による改正前の高気圧作業安全衛生規則（以下「旧高圧則」という。）第五十六条第一項に基づく届出であって、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第三項の届出としての効力を有するものとする。

4 旧高圧則第五十六条第二項において準用する同条第一項に基づく届出であって、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第四項の届出としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成八年九月一三日労働省令第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 （平成十一年一月一日労働省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成十一年九月二十九日労働省令第三七号）

1 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年一月三十一日労働省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処

分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 (平成一二年三月二四日労働省令第七号) 抄  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(空気圧縮機に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に潜水作業者に圧力調整器を使用させて潜水作業を行わせている事業者であって改正後の高気圧作業安全衛生規則第二十八条第二項に規定する基準を満たさない空気圧縮機を引き続き使用するものについては、同項の規定にかかわらず、平成十五年三月二十九日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年七月一六日厚生労働省令第一七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一月一四日厚生労働省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成二四年一月二〇日厚生労働省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第1

(平11労令37・全改)

圧力 (MPa)	高圧下の 時間	減圧(分)					体 内 ガ ス 圧 係 数	業 務 間 ガ ス 圧 減 少 時 間 (分)	業 務 終 了 後 ガ ス 圧 減 少 時 間 (分)	第 2 回 の 高 圧 下 の 時 間 (分)
		0.15MPa	0.12MPa	0.09MPa	0.06MPa	0.03MPa				
0.10 を 超 え 0.12 以 下	30 分以下					1	1.2	30	30	335
	分を超え 60 分以下					1	1.4	30	30	305
	分を超え 90 分以下					1	1.5	30	30	285
	分を超え 120 分以下					1	1.6	30	30	265
	20 分を超 え 150 分 以下					2	1.7	60	30	270
	50 分を超 え 180 分 以下					3	1.8	60	30	250
	80 分を超 え 210 分 以下					4	1.9	60	30	230
	10 分を超 え 240 分					5	1.9	60	30	230

	以下									
	40分を超え 270分以下					5	2.0	150	45	135
	70分を超え 300分以下					6	2.0	150	45	105
	00分を超え 330分以下					6	2.0	150	45	75
	30分を超え 360分以下					7	2.1	150	45	45
0.12 を超え 0.14 以下	30分以下					1	1.3	30	30	295
	分を超え 60分以下					1	1.5	30	30	270
	分を超え 90分以下					1	1.6	30	30	255
	分を超え 120分以下					3	1.7	60	30	255
	20分を超え 150分以下					5	1.8	60	30	240
	50分を超え 180分以下					6	1.9	60	30	215
	80分を超え 210分以下					8	2.0	60	30	210
	10分を超					10	2.0	60	30	210

	え 240 分 以下									
	40 分を超 え 270 分 以下					10	2.1	150	45	130
	70 分を超 え 300 分 以下					10	2.1	150	45	100
	00 分を超 え 330 分 以下					12	2.2	150	45	70
0.14 を超 え 0.16 以下	30 分以下					1	1.3	30	30	270
	分を超え 60 分以 下					1	1.5	30	30	250
	分を超え 90 分以 下					3	1.7	60	30	235
	分を超え 120 分以 下					5	1.8	60	30	225
	20 分を超 え 150 分 以下					7	1.9	60	30	210
	50 分を超 え 180 分 以下					9	2.0	60	30	200
	80 分を超 え 210 分 以下					11	2.1	90	45	210
	10 分を超 え 240 分 以下					15	2.2	150	45	135

	40分を超え270分以下				18	2.2	150	45	115	
	70分を超え300分以下				23	2.2	150	45	85	
0.16 を超え 0.18 以下	30分以下				1	1.3	30	30	275	
	分を超え60分以下				5	1.6	30	30	245	
	分を超え90分以下				9	1.8	60	30	235	
	分を超え120分以下				13	1.9	60	30	225	
	20分を超え150分以下				2	15	2.0	60	30	215
	50分を超え180分以下				5	20	2.1	90	45	205
	80分を超え210分以下				8	25	2.1	90	45	170
	10分を超え240分以下				9	30	2.2	150	45	110
	40分を超え270分以下				10	35	2.2	150	45	75
	70分を超え300分				17	35	2.2	150	45	50

	以下									
0.18 を超え 0.20 以下	30分以下					1	1.4	30	30	240
	分を超え 60分以下					8	1.6	30	30	220
	分を超え 90分以下					16	1.8	60	30	215
	分を超え 120分以下				7	15	2.0	60	30	195
	20分を超え 150分以下				9	20	2.1	90	45	200
	50分を超え 180分以下				11	30	2.1	90	45	170
	80分を超え 210分以下				15	35	2.2	150	45	100
	10分を超え 240分以下				20	40	2.2	150	45	85
	40分を超え 270分以下				25	45	2.2	150	45	50
	0.20 を超え 0.22 以下	30分以下					1	1.4	30	30
分を超え 60分以下						11	1.7	60	30	225
分を超え 90分以下					8	15	1.9	60	30	210



	分を超え 120分以下			12	20	2.0	90	30	210
	20分を超え 150分以下			15	30	2.1	90	45	180
	50分を超え 180分以下			23	40	2.1	90	45	145
	80分を超え 210分以下			25	45	2.2	150	45	90
	10分を超え 240分以下			30	50	2.2	150	45	60
	40分を超え 270分以下			31	60	2.2	150	45	30
0.22 を超え 0.24 以下	30分以下				1	1.4	30	30	215
	分を超え 60分以下				14	1.7	60	30	200
	分を超え 90分以下			9	20	1.9	60	30	185
	分を超え 120分以下			18	30	2.0	90	30	180
	20分を超え 150分以下			26	35	2.1	120	45	135
	50分を超え 180分		5	30	40	2.2	150	45	95

	以下									
	80 分を超え 210 分以下			10	30	50	2.2	150	45	65
	10 分を超え 240 分以下			14	30	60	2.2	150	45	40
0.24	30 分以下					1	1.5	30	30	210
を 超 え 0.25 以下	分を超え 60 分以下					20	1.8	60	30	195
	分を超え 90 分以下				13	25	2.0	90	30	180
	分を超え 120 分以下				19	35	2.1	120	45	150
	20 分を超え 150 分以下				33	45	2.1	120	45	110
	50 分を超え 180 分以下			6	35	50	2.2	150	45	70
	80 分を超え 210 分以下			15	35	55	2.2	150	45	50
	10 分を超え 240 分以下			18	35	65	2.2	150	45	20
0.25	30 分以下					2	1.5	30	30	180
を 超 え 0.27	分を超え 60 分以下				10	15	1.8	60	30	170

以下	分を超え 90分以下		17	30	2.0	90	30	150
	分を超え 120分以下	9	25	35	2.1	120	45	120
	20分を超え 150分以下	15	30	45	2.2	150	45	85
	50分を超え 180分以下	16	35	55	2.2	150	45	55
	80分を超え 210分以下	21	40	60	2.2	150	45	30
0.27 を超え 0.29 以下	5分以下			2	1.3	30	30	195
	分を超え 30分以下			5	1.5	30	30	180
	分を超え 45分以下		3	15	1.7	60	45	165
	分を超え 60分以下		13	20	1.9	60	45	150
	分を超え 75分以下		18	30	2.0	90	45	135
	分を超え 90分以下	4	20	40	2.0	90	45	120
	分を超え 105分以下	11	25	40	2.1	120	45	105

	下									
	05分を超え 120分以下			13	30	45	2.1	120	45	90
	20分を超え 135分以下			15	35	45	2.2	150	60	75
	35分を超え 150分以下			18	35	50	2.2	150	60	60
	50分を超え 165分以下			23	35	55	2.2	150	60	45
	65分を超え 180分以下			20	40	60	2.2	150	60	30
	80分を超え 195分以下			24	40	65	2.2	150	60	15
	95分を超え 210分以下			26	40	75	2.2		60	0
0.29 を超え 0.31 以下	5分以下					2	1.3	30	30	180
	分を超え 30分以下					9	1.6	30	30	165
	分を超え 45分以下			11	15	1.8	60	45	150	
	分を超え 60分以下			18	25	1.9	60	45	135	
	分を超え			25	35	2.0	90	45	120	

	75 分以下									
	分を超え 90 分以下		10	25	40	2.0	90	45	105	
	分を超え 105 分以下		12	30	45	2.1	120	45	90	
	05 分を超え 120 分以下		15	35	50	2.1	150	60	75	
	20 分を超え 135 分以下		20	40	50	2.2	150	60	60	
	35 分を超え 150 分以下		20	40	60	2.2	150	60	45	
	50 分を超え 165 分以下		22	40	65	2.2	150	60	30	
	65 分を超え 180 分以下		25	40	70	2.2	150	60	15	
	80 分を超え 195 分以下	5	25	40	75	2.2		60	0	
0.31 を超え 0.33 以下	5 分以下					2	1.4	60	30	165
	分を超え 30 分以下					13	1.6	60	30	150
	分を超え 45 分以下			14	20	1.8	90	45	135	

	分を超え 60分以下			21	30	1.9	90	45	120	
	分を超え 75分以下		13	25	35	2.0	120	45	105	
	分を超え 90分以下		15	35	45	2.1	120	45	90	
	分を超え 105分以下	5	15	35	55	2.1	120	45	75	
	05分を超え 120分以下	9	15	40	60	2.1	150	60	60	
	20分を超え 135分以下	10	20	40	65	2.1	150	60	45	
	35分を超え 150分以下	12	25	40	65	2.2	150	60	30	
	50分を超え 165分以下	14	25	40	70	2.2	150	60	10	
	65分を超え 180分以下	16	25	40	75	2.2		60	0	
0.33 を超え 0.35 以下	5分以下					2	1.4	60	30	150
	分を超え 30分以下					17	1.6	60	30	135
	分を超え 45分以下			15	25	1.8	90	45	120	

	下									
	分を超え 60分以下		5	20	35	2.0	120	45	105	
	分を超え 75分以下		11	25	50	2.0	120	45	90	
	分を超え 90分以下		18	30	60	2.0	120	45	75	
	分を超え 105分以下		25	35	65	2.1	150	60	60	
	05分を超え 120分以下		9	25	40	65	2.1	150	60	45
	20分を超え 135分以下		14	25	40	70	2.2	150	60	30
	35分を超え 150分以下		16	25	40	75	2.2	150	60	15
	50分を超え 165分以下		18	25	40	80	2.2		60	0
0.35 を超え 0.37 以下	5分以下					2	1.4	60	30	135
	分を超え 30分以下					21	1.7	90	45	120
	分を超え 45分以下			20	25	1.9	90	45	105	
	分を超え		9	25	35	2.0	120	45	90	

	60分以下									
	分を超え 75分以下	5	15	30	50	2.0	120	45	75	
	分を超え 90分以下	12	20	30	60	2.1	120	45	60	
	分を超え 105分以下	14	25	35	65	2.1	150	60	45	
	05分を超え 120分以下	5	15	25	35	70	2.1	150	60	30
	20分を超え 135分以下	8	20	25	35	70	2.2	150	60	15
	35分を超え 150分以下	11	20	25	40	70	2.2		60	0
0.37 を超え 0.4 以下	5分以下					2	1.4	60	30	120
	分を超え 30分以下					25	1.7	90	45	105
	分を超え 45分以下			15	35	1.9	90	45	90	
	分を超え 60分以下		12	20	45	2.0	120	45	75	
	分を超え 75分以下	7	20	30	55	2.0	120	45	60	



分を超え 90分以下		15	20	35	65	2.1	150	60	45
分を超え 105分以下	7	15	20	35	70	2.1	150	60	30
05分を超え 120分以下	11	15	25	35	70	2.2	150	60	15
20分を超え 135分以下	11	20	25	40	70	2.2		60	0

別表第2

(平 11 労令 37・全改)

圧力 (MPa)	潜水 深度 (m)	高圧下の 時間	減圧(分)							体内 ガス 圧係 数	業 務 間 ガ ス 圧 減 少 時 間 (分)	業 務 終 了 後 ガ ス 圧 減 少 時 間 (分)	1日 に つ い て の 高 圧 下 の 時 間 (分)	
			0.24 MPa	0.21 MPa	0.18 MPa	0.15 MPa	0.12 MPa	0.09 MPa	0.06 MPa					0.03 MPa
			潜水時間											浮上(分)
			24m	21m	18m	15m	12m	9m	6m	3m			一日 に つ い て の	

													潜水時間 (分)	
0.10 を超え 0.12 以下	10 を超え 12 以下	10分以下									1.1	30	30	480
		0分を超え 30分以下									1.2	30	30	
		0分を超え 60分以下									1.4	30	30	
		0分を超え 90分以下									1.5	30	30	
		0分を超え 120分以下									1.6	30	30	
		0分を超え 180分以下							3	1.8	60	30		
		0分を超え 240分以下							5	1.9	60	30		
		0分を超え 360分以下							7	2.1	150	60		
0.12 を超え 0.14 以下	12 を超え 14 以下	10分以下									1.1	30	30	420
		0分を超え 30分以下									1.3	30	30	
		0分を超え 60分以下									1.5	30	30	
		0分を超え 90分以下									1.6	30	30	
		0分を超え							4	1.7	60	30		

		120 分以下										
		0 分を超え 150 分以下						6	1.8	60	30	
		0 分を超え 180 分以下						7	1.9	60	30	
		0 分を超え 210 分以下						9	2.0	60	30	
		0 分を超え 240 分以下						10	2.0	150	60	
		0 分を超え 300 分以下						12	2.1	150	60	
0.14 を超え 0.16 以下	14 を超え 16 以下	10 分以下							1.1	30	30	360
		0 分を超え 30 分以下							1.3	30	30	
		0 分を超え 50 分以下							1.4	30	30	
		0 分を超え 70 分以下							1.6	30	30	
		0 分を超え 90 分以下						3	1.7	60	30	
		0 分を超え 120 分以下						6	1.8	60	30	
		0 分を超え 150 分以下						9	1.9	60	30	

		0分を超え 180分以下							12	2.0	60	30		
		0分を超え 210分以下							13	2.1	150	60		
		0分を超え 270分以下							17	2.2	150	60		
0.16 を超え 0.18 以下	16 を超え 18 以下	10分以下								1.1	30	30	300	
		0分を超え 25分以下								1.3	30	30		
		5分を超え 40分以下								1.4	30	30		
		0分を超え 55分以下								1.5	30	30		
		5分を超え 75分以下							2	1.7	60	30		
		5分を超え 105分以下							11	1.8	60	30		
		5分を超え 135分以下							16	1.9	60	30		
		5分を超え 150分以下						4	16	2.0	60	30		
		0分を超え 180分以下						7	16	2.1	150	60		
		0分を超え 240分以下						9	21	2.2	150	60		

0.18 を 超 え 0.20 以 下	18 を 超 え 20 以 下	10分以下							1.2	30	30	270	
		0分を超え 25分以下							1.3	30	30		
		5分を超え 35分以下							1.4	30	30		
		5分を超え 50分以下							1.5	30	30		
		0分を超え 65分以下						9	1.6	30	30		
		5分を超え 95分以下						16	1.8	60	30		
		5分を超え 115分以下						7	16	1.9	60		30
		5分を超え 135分以下						10	16	2.0	60		30
		5分を超え 165分以下						15	27	2.1	150		60
		5分を超え 225分以下						18	34	2.2	150		60
0.20 を 超 え 0.22 以 下	20 を 超 え 22 以 下	15分以下							1.2	30	30	240	
		5分を超え 30分以下							1.4	30	30		
		0分を超え 42分以下							1.5	30	30		
		2分を超え 60分以下						7	1.7	60	30		
		0分を超え 75分以下						16	1.8	60	30		

		5分を超え 85分以下					5	16	1.8	60	30	
		5分を超え 100分以下					12	16	1.9	60	30	
		0分を超え 120分以下					17	22	2.0	60	30	
		0分を超え 150分以下					21	29	2.1	150	60	
		0分を超え 210分以下					25	39	2.2	150	60	
0.22 を超え 0.24 以下	22 を超え 24 以下	10分以下							1.2	30	30	216
		0分を超え 25分以下							1.4	30	30	
		5分を超え 37分以下							1.5	30	30	
		7分を超え 50分以下					6	1.6	30	30		
		0分を超え 58分以下					14	1.7	60	30		
		8分を超え 75分以下				16	14	1.8	60	30		
		5分を超え 90分以下				18	16	1.9	60	30		
		0分を超え 108分以下				21	22	2.0	90	30		
		8分を超え 145分以下				27	32	2.1	150	60		

		下											
		5分を超え 180分以下						29	41	2.2	150	60	
0.24 を超え 0.25 以下	24 を超え 26 以下	10分以下								1.2	30	30	200
		0分を超え 20分以下								1.3	30	30	
		0分を超え 32分以下								1.5	30	30	
		2分を超え 45分以下						7	1.6	30	30		
		5分を超え 55分以下						16	1.7	60	30		
		5分を超え 65分以下					8	16	1.8	60	30		
		5分を超え 80分以下					18	16	1.9	60	30		
		0分を超え 100分以下					26	22	2.0	90	30		
		0分を超え 110分以下					27	25	2.0	150	60		
		0分を超え 160分以下					29	41	2.2	150	60		
0.25 を超え 0.27 以下	26 を超え 28 以下	10分以下								1.2	30	30	180
		0分を超え 20分以下								1.4	30	30	
		0分を超え 28分以下								1.5	30	30	
		8分を超え						6	1.6	30	30		

	下	40分以下												
		0分を超え 44分以下						11	1.6	30	30			
		4分を超え 49分以下						16	1.7	60	30			
		9分を超え 60分以下					11	16	1.8	60	30			
		0分を超え 70分以下						18	2.2	1.9	60	30		
		0分を超え 90分以下						27	2.2	2.0	90	30		
		0分を超え 110分以下					8	27	2.1	29	150	60		
		0分を超え 140分以下						13	2.2	29	41	150	60	
0.27 を超え 0.29 以下	28 を超え 30 以下	10分以下								1.2	30	30	170	
		0分を超え 20分以下								1.4	30	30		
		0分を超え 25分以下								1.5	30	30		
		5分を超え 35分以下						4	1.6	30	30			
		5分を超え 39分以下						10	1.6	30	30			
		9分を超え 44分以下						16	1.7	60	30			
		4分を超え 50分以下					8	16	1.8	60	30			
		0分を超え 60分以下						16	1.8	16	60	30		



		0分を超え 78分以下						27	22	1.9	60	30		
		8分を超え 85分以下					5	27	22	2.0	90	30		
		5分を超え 105分以下					12	27	32	2.1	150	60		
		5分を超え 130分以下					17	29	48	2.2	150	60		
0.29 を超え 0.31 以下	30 を超え 32 以下	10分以下								1.2	30	30	158	
		0分を超え 22分以下								1.4	30	30		
		2分を超え 30分以下								8	1.5	30		30
		0分を超え 35分以下								14	1.6	30		30
		5分を超え 40分以下								22	1.6	30		30
		0分を超え 46分以下						9	22	1.7	60	45		
		6分を超え 53分以下						16	22	1.8	60	45		
		3分を超え 68分以下						27	22	2.0	90	45		
		8分を超え 79分以下						7	27	33	2.0	90		45
		9分を超え 100分以下						17	27	48	2.1	150		60
		0分を超え 120分以下						21	27	55	2.1	150		60



		3分を超え 38分以下					9	22	1.7	90	45	
		8分を超え 43分以下					16	22	1.8	90	45	
		3分を超え 55分以下					27	22	1.9	90	45	
		5分を超え 67分以下				10	27	34	2.0	120	45	
		7分を超え 90分以下				22	27	63	2.0	150	60	
		0分を超え 110分以下				9	22	34	80	2.0	150	60
0.35 を超え 0.37 以下	36 を超え 38 以下	5分以下							1.2	60	30	124
		5分を超え 15分以下							1.4	60	30	
		5分を超え 22分以下					5	1.5	60	60	30	
		2分を超え 26分以下					14	1.6	60	60	30	
		6分を超え 30分以下					22	1.6	60	60	30	
		0分を超え 34分以下				9	22	1.7	90	90	45	
		4分を超え 40分以下				17	22	1.8	90	90	45	
		0分を超え 50分以下				27	22	1.9	90	90	45	
		0分を超え 62分以下				12	27	34	2.0	120	45	
		2分を超え 85分以下				4	22	27	67	2.0	150	

		5分を超え 105分以下					12	22	36	83	2.0	150	60		
0.37 を超え 0.39 以下	38 を超え 40 以下	5分以下									1.2	60	30	116	
		5分を超え 15分以下									1.4	60	30		
		5分を超え 20分以下								3	1.5	60	30		
		0分を超え 24分以下								14	1.6	60	30		
		4分を超え 28分以下								22	1.6	60	30		
		8分を超え 32分以下							9	22	1.7	90	45		
		2分を超え 37分以下							18	22	1.8	90	45		
		7分を超え 46分以下							27	22	1.9	90	45		
		6分を超え 58分以下							14	27	28	2.0	120		45
		8分を超え 80分以下						6	22	27	68	2.0	150		60
		0分を超え 100分以下						16	22	36	82	2.0	150		60
0.39 を超え 0.41 以下	40 を超え 42 以下	13分以下									2	1.4	60	30	110
		3分を超え 16分以下									4	1.4	60	30	
		6分を超え 21分以下									11	1.5	60	30	
		1分を超え 26分以下									22	1.6	60	30	

		6分を超え 29分以下						9	22	1.7	90	45						
		9分を超え 35分以下						14	22	1.8	90	45						
		5分を超え 42分以下						27	28	1.8	90	45						
		2分を超え 55分以下					15	27	34	2.0	120	45						
		5分を超え 75分以下				8	22	27	65	1.9	150	60						
		5分を超え 95分以下				16	22	36	80	2.0	150	60						
0.41 を超え 0.44 以下	42 を超え 45 以下	10分以下								2	1.4	60	30	100				
		0分を超え 14分以下								8	1.4	60	30					
		4分を超え 20分以下									14	1.6	60		30			
		0分を超え 24分以下									22	1.6	60		30			
		4分を超え 30分以下									15	28	1.6		60	30		
		0分を超え 37分以下									27	28	1.8		60	45		
		7分を超え 50分以下									16	27	34		2.0	120	45	
		0分を超え 70分以下									11	22	27		68	2.0	150	60
		0分を超え 90分以下						4	19	22	30	107	2.0		150	60		
0.44 を超え	45 を超え	8分以下								2	1.3	60	30	86				
		8分を超え 12分以下								8	1.4	60	30					

0.49 以下	え 50 以下	2分を超え 16分以下							16	1.5	60	30			
		6分を超え 20分以下							28	1.6	60	30			
		0分を超え 26分以下							16	28	1.7	90	45		
		6分を超え 33分以下							27	28	1.8	90	45		
		3分を超え 43分以下					18	27	31	2.0	120	45			
		3分を超え 60分以下				13	23	27	68	2.0	150	60			
		0分を超え 80分以下			9	19	22	45	85	2.0	150	60			
		0.49 を超え 0.54 以下	50 を超え 55 以下	6分以下							2	1.3	60	30	75
6分を超え 10分以下									7	1.4	60	30			
0分を超え 12分以下										17	1.5	60	30		
2分を超え 14分以下										27	1.5	60	30		
4分を超え 17分以下										36	1.6	60	30		
7分を超え 21分以下									14	36	1.7	90	45		
1分を超え 27分以下										27	36	1.8	90	45	
7分を超え 37分以下							18	27	44	1.9	90	45			
7分を超え 55分以下					6	20	24	28	65	65	1.9	150	60		
5分を超え	8			18	20	24	49	90	73	1.9	150	60			

		75 分以下													
0.54 を 超 え 0.59 以下	55 を 超 え 60 以 下	5 分以下								2	1.3	60	30	70	
		5 分を超え 10 分以下								16	1.5	60	30		
		0 分を超え 15 分以下									36	1.5	60		30
		5 分を超え 24 分以下							23	36	1.8	90	45		
		4 分を超え 33 分以下					16	27	42	1.9	90	45			
		3 分を超え 50 分以下		9	20	24	27	65	70	1.9	150	60			
		0 分を超え 70 分以下	14	18	20	24	50	100	73	1.9	150	60			
0.59 を 超 え 0.64 以下	60 を 超 え 65 以 下	5 分以下								5	1.3	60	30	65	
		5 分を超え 12 分以下								32	1.5	60	30		
		2 分を超え 21 分以下							23	36	1.8	90	45		
		1 分を超え 30 分以下			2	24	28	35	45	1.9	90	45			
		0 分を超え 45 分以下		6	20	24	28	56	73	1.9	150	60			
		5 分を超え 65 分以下	4	16	18	20	26	53	92	73	1.9	150	60		
0.64 を 超 え 0.69 以下	65 を 超 え 70 以 下	5 分以下								10	1.4	60	30	60	
		5 分を超え 11 分以下								34	1.5	60	30		
		1 分を超え 18 分以下							25	36	1.7	90	45		
		8 分を超え		4	24	28	35	45	1.9	90	45				

	下	27分以下												
		7分を超え 40分以下			12	20	24	28	65	95	1.8	150	60	
		0分を超え 60分以下	8	16	17	20	27	52	95	105	1.8	150	60	
0.69 を超え 0.78 以下	70 を超え 80 以下	5分以下								16	1.5	60	30	50
		5分を超え 10分以下							8	35	1.6	60	30	
		0分を超え 15分以下							28	35	1.7	90	45	
	5分を超え 22分以下				7	24	28	37	51	1.8	90	45		
	2分を超え 35分以下			18	20	24	30	65	100	1.8	150	60		
	5分を超え 50分以下	12	16	18	20	28	52	95	105	1.8	150	60		
	80 を超え 0.88 以下	5分以下								30	1.5	60	30	
5分を超え 10分以下							20	35	1.7	90	45			
0分を超え 15分以下						14	28	35	1.8	90	45			
5分を超え 20分以下				13	24	28	44	51	1.9	90	45			
0分を超え 30分以下		6	18	20	24	29	65	100	1.8	150	60			
0分を超え 40分以下	12	16	18	20	24	49	90	105	1.8	150	60			

別表第3

(平11労令37・全改)

[画像1 \(68KB\)](#)

様式第1号(第39条関係)

(平8労令35・全改)



### 高気圧業務健康診断個人票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性別	男・女		
健診年月日		年月日	年月日	年月日	年月日
既往歴					
高気圧業務の経歴					
自覚症状又は他覚症状	関節の痛み				
	腰の痛み				
	下肢の痛み				
	耳鳴り				
	その他				
骨・関節	四肢の運動機能				
	エックス線直接撮影				
聴器	鼓膜				
	聴力				
循環器	血圧				
	心電図				
呼吸器	肺活量				
	肺換気機能				
尿	糖				

蛋白				
作業条件				
参考事項				
医師の診断				
健康診断を実施した医師の氏名印				
医師の意見				
意見を述べた医師の氏名印				

#### 備考

1 「参考事項」の欄は、この票に記載した高気圧業務健康診断を行うまでの期間にとられた高気圧障害に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。

2 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

3 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

4 この票に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第2号(第40条関係)(表面)  
(平23厚労令5・全改)

### 高気圧業務健康診断結果報告書

<a href="#">画像 2 (4KB)</a>	標準字体
	<a href="#">画像 3 (5KB)</a>

労働保険番号	<a href="#">画像 4 (10KB)</a>				在籍労働者数	
事業場の名称				事業の種類		
事業場の所在地	郵便番号( )				電話	( )
対象年	7:平成 →	<a href="#">画像 5 (2KB)</a>	( 月 ~ 月分)(報告回目)	健診年月日	7:平成 →	<a href="#">画像 6 (3KB)</a>
健康診断実施機関の名称						
健康診断実施機関の所在地				精密健康診断	年 月	
項目	高気圧業務の種別	高気圧業務コード <a href="#">画像 7 (2KB)</a>	具体的業務内容 ( )	高気圧業務コード <a href="#">画像 8 (2KB)</a>	具体的業務内容 ( )	
	従事労働者数	<a href="#">画像 9 (2KB)</a> 人		<a href="#">画像 10 (2KB)</a> 人		
	受診労働者数	<a href="#">画像 11 (2KB)</a> 人		<a href="#">画像 12 (2KB)</a> 人		
	上記のうち精密健康診断を要するとされた者の数	人		人		
	精密健康診断実施者数	人		人		
高気圧業務による有所見者	高気圧業務への就業を禁止	<a href="#">画像 13 (2KB)</a> 人		<a href="#">画像 14 (2KB)</a> 人		

数	された者				
	その他	<a href="#">画像 15 (2KB)</a>	人	<a href="#">画像 16 (2KB)</a>	人
検査項目別内訳		実施者数	有所見者数	実施者数	有所見者数
	自覚症状又は他覚症状	人	人	人	
	骨関節	人	人	人	
	聴器	人	人	人	
	循環器	人	人	人	
	呼吸器	人	人	人	
	尿	人	人	人	
産業医	氏名				
	所属医療機関の名称及び所在地				

年 月 日

事業者職氏名

受付印

労働基準監督署長殿

印

様式第2号(第40条関係)(裏面)

(平23厚労令5・全改)

備考

1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあ

7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の分類によつて記入すること。

8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した

けたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。

3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。

4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。

5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。

6 「対象年」の欄の(報告回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

関が2以上あるときは、その各々について記入すること。

9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受雇労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる高気圧業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。

10 「高気圧業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、( )内には具体的業務内容を記載すること。

11 「高気圧業務による有所見者数」の欄の高気圧業務への就業を禁止された者は、高気圧作業安全衛生規則第41条の規定により高気圧業務に従事させてはならない労働者の数を記入すること。

12 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名をすることができること。

## 別表

コード	高気圧業務の内容
10	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)に係る業務
20	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務